

## 加工食品分野における外装サイズ標準化ガイドラインの公表について

2021年4月吉日

加工食品分野における外装サイズ標準化協議会

物流は、経済活動と国民生活を支える社会インフラであり、その機能を途切れることなく、さらに発展させていくためには物流の効率化は必然となる取り組みです。その中で標準化は物流効率化の推進に不可欠な環境整備であり、事業者間の連携・協同による取り組みが重要となります。そのため2020年7月30日に加工食品分野に関わるメーカー、物流会社、卸、小売、業界団体等(構成員等は別紙参照)による「加工食品分野における外装サイズ標準化協議会」(以下「本協議会」)を設置し、4回の協議会での議論を踏まえて「加工食品分野における外装サイズ標準化ガイドライン」(以下「本ガイドライン」)を策定、このたび第1版を公表させていただきますので、ご案内申し上げます。

なお、本ガイドラインは協議会事務局でもある公益社団法人日本包装技術協会のホームページ(<https://www.jpji.or.jp/>)で4月下旬頃から閲覧することが可能です。

### 1 ガイドライン策定の目的

本ガイドラインは、2020年3月27日付け「加工食品分野における物流標準化研究会」より発表された「加工食品分野における物流標準化アクションプラン」(以下、「アクションプラン」)のうち、外装サイズ標準化をより具体化することを目的として策定いたしました。本ガイドラインに基づき、加工食品分野における外装サイズの標準化を進めることでパレット積載効率の向上や共同配送の推進等を促し、メーカー、卸、小売店までの流通業務の省力化と車両積載率の向上や倉庫スペースの有効活用などで環境負荷の低減を目指します。

### 2 本ガイドラインの概要について

本ガイドラインの概要は下記の通りです。

- ・本ガイドラインは1100mm×1100mmのT11型パレットを使用する製造業者、卸・小売業者、物流事業者等を対象とする。
- ・最大平面寸法は、40mmのクリアランスを考慮し、1060mm×1060mmとする。
- ・パレタイズド貨物の全高は大型トラック荷台に二段積み可能な1300mm以下が望ましい。
- ・外装サイズの標準寸法は1100mm×1100mmの平面寸法に対して90%以上の平面積載率になるように設定、L×W×H:265mm×210mm×210mmを基本とする。

### 3 本ガイドラインの位置づけについて

本協議会は、本ガイドラインの策定を通じて、物流を考慮しつつ標準化された製品外装サイズ設計の考え方を加工食品メーカーが実践するための具体的な改善方法を提供することを主眼としています。

本ガイドラインの策定により、アクションプランをより具体化するためのモデルケースを提示することで、結果として多くの加工食品メーカー様が本ガイドラインの主旨に賛同し、標準化につながる取り組みを進めたいと考えております。ただし、導入判断については、各社の自発的な発議に委ねるガイドラインを想定しており、事業者間の取引条件に反映するような拘束力は想定していません。

### 4 今後のスケジュール

本ガイドラインにつきましては、2021年度以降もさらなる改定を目指し、引き続き協議会での議論を進めていきます。

本協議会の設置目的に鑑み、多くの加工食品メーカー様にガイドラインの普及を図る観点から、構成員等については特定企業に限定されるものではありませんので、協議会にご関心を頂いた企業様は以下問い合わせ先までご連絡いただきたく存じます。

### 5 本件に関する問い合わせ先

加工食品分野における外装サイズ標準化協議会 事務局  
株式会社日通総合研究所 金澤(電話番号090-1057-4844)

【別 紙】

「加工食品分野における外装サイズ標準化協議会」構成員等

●構成員(企業・団体名50音順)

味の素株式会社

F-LINE株式会社

株式会社キューソー流通システム

キューピー株式会社

株式会社セブン&アイホールディングス

株式会社シジシージャパン

一般社団法人日本加工食品卸協会

流通経済大学

●オブザーバー

国土交通省 総合政策局 物流政策課

国土交通省 自動車局 貨物課

農林水産省 食料産業局 食品流通課

農林水産省 食料産業局 食品製造課

経済産業省 商務・サービスグループ物流企画室

●事務局

株式会社日通総合研究所

公益社団法人日本包装技術協会

以上